

証券コード 3031  
平成26年7月11日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号  
**株 式 会 社 ラ ク ー ン**  
代表取締役社長 小 方 功

## 第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ平成26年7月25日（金曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成26年7月26日（土曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号  
鉄鋼会館7階 701会議室  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 目的事項

- 報告事項
1. 第18期(平成25年5月1日から平成26年4月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第18期(平成25年5月1日から平成26年4月30日まで)計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役1名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.raccoon.ne.jp/>）に掲載させていただきます。
  - ◎株主総会終了後の懇親会につきましては、今回は開催を予定しておりません。ご了承くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成25年5月1日から  
平成26年4月30日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(平成25年5月1日～平成26年4月30日)におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和策等の効果により、企業業績や個人消費に改善が見られ、景気は回復傾向で推移いたしました。しかしながら、海外景気の下振れや、円安による資源・エネルギー価格の高騰、消費税増税に伴う景気の停滞が懸念されるなど、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループはEC事業と売掛債権保証事業の事業規模の拡大に努めてまいりました。その結果、当連結会計年度における売上高は10,245,159千円(前期比4.6%増)となりました。なお、平成26年4月からの消費税率引き上げに伴う駆け込み需要とその後の反動減が当連結会計年度にかけ若干見受けられましたが、通期業績に与える影響は軽微に留まりました。

利益面におきましては、売掛債権保証事業においては営業力強化のために人員を増加したことで人件費が増加しましたが、その他の販売費及び一般管理費が抑制されました。一方で、ソフトウェアの減損に伴う減損損失17,222千円を特別損失に計上しております。

この結果、営業利益247,644千円(前期比36.6%増)、経常利益248,629千円(前期比40.8%増)、当期純利益123,445千円(前期比7.8%減)となりました。

なお、当連結会計年度において法人税等調整額として84,076千円を計上しておりますが、これは、主に繰越欠損金に係る繰延税金資産74,592千円を減少したことによるものです。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

#### a. EC事業

EC事業におきましては、主力事業である「スーパーデリバリー」において、引き続き質の高い会員小売店及び出展企業を獲得した上で、客単価や稼働率の向上を図り、両者の継続した取引を拡大することで商品売上高を増加させていくことに取り組んでおります。

当連結会計年度での具体的な取り組みといたしましては、平成25年9月25日より、POSレジアプリ「ユビレジ」を提供する株式会社ユビレジと提携しました。システム連携によ

り、会員小売店は「スーパーデリバリー」で仕入れた商品の情報を「ユビレジ」に自動的に取り込むことができ、スムーズな販売活動を行うことが可能になりました。

また、平成25年10月28日より、卸価格を表示せず商品情報だけを閲覧できるカタログページ「catalog view（カタログビュー）」の提供を開始しております。通常、「スーパーデリバリー」は仕入れ専用サイトとして卸価格や仕入れに関する情報を中心としたページになっていますが、「catalog view」では「スーパーデリバリー」に掲載されている商品を店頭で一般消費者も閲覧できるよう、卸価格を伏せた状態にし、商品情報を中心に表示したページとなっています。会員小売店は店頭でパソコンまたはタブレットにて顧客と一緒に「catalog view」を閲覧し、受注を取ることができます。また、商品を掲載している出展企業側も、展示会や商談時に自社カタログとして「catalog view」を活用した取引が可能となります。

さらに、平成25年11月18日より、商品ごとの「売れ行き状況」がわかる機能の提供を開始しております。これは、「スーパーデリバリー」の中で「どの商品がどの時期にいくら売れたのか」というデータを公開するものです。現在約45万点の商品を取り扱っている「スーパーデリバリー」で、会員小売店が仕入れを行う際の判断材料が増え、ネットを利用した仕入れを活性化させる効果があると見込んでいます。

こうした取り組みは、いずれも無料にて提供しているサービスですが、会員小売店と出展企業が積極的にサービスを活用することで「スーパーデリバリー」の利便性を実感でき、結果的に商品売上の増加に寄与していくことに期待しています。なお、スマートフォンやタブレット端末を利用したサービスの提供は、小売店からのニーズの増加が見込まれることから今後も積極的に進めていきたいと考えております。

この結果、「スーパーデリバリー」の商品売上高は9,240,002千円（前期比4.1%増）となりました。なお、当連結会計年度末における「スーパーデリバリー」の経営指標は会員小売店数40,441店舗（前期末比3,901店舗増）、出展企業数948社（前期末比13社減）、商材掲載数453,115点（前期末比83,396点増）となりました。

一方、「Paid」におきましては、BtoBのeコマースに関わる企業との共同セミナーの開催を通じて、引き続き加盟企業とPaidメンバーの増加を図ることで取扱高を順調に伸ばしました。

また、平成26年3月17日よりサービス提供を開始いたしましたクラウド受発注ツール「COREC」におきましては、知名度の向上及びユーザー（サプライヤーとバイヤー）の獲得に注力しました。なお、当連結会計年度末におけるユーザー数は384社となりました。

この結果、E C事業の売上高は9,878,686千円（前期比4.1%増）、セグメント利益は142,048千円（前期比12.8%増）となりました。

b. 売掛債権保証事業

売掛債権保証事業におきましては、引き続き営業力強化に取り組むことで保証残高の拡大を図っております。

この結果、保証残高（連結グループ内の保証残高761,363千円を含む）は4,688,725千円（前期末比27.1%増）となりました。売掛債権保証事業の売上高は501,935千円（前期比18.7%増）、セグメント利益は71,726千円（前期比100.6%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は87,523千円であります。

その主なものはソフトウェア開発及びソフトウェア購入による設備の増加82,358千円、並びに有形固定資産の購入による設備の増加5,165千円であります。

③ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの契約額	700,000千円
借入実行残高	200,000千円
借入未実行残高	500,000千円

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (平成23年 4 月期)	第 16 期 (平成24年 4 月期)	第 17 期 (平成25年 4 月期)	第 18 期 (平成26年 4 月期) (当 期)
売 上 高 (千円)	8,057,083	9,101,477	9,790,409	10,245,159
営 業 利 益 (千円)	125,352	140,149	181,238	247,644
経 常 利 益 (千円)	116,830	133,318	176,557	248,629
当 期 純 利 益 (千円)	160,898	109,980	133,939	123,445
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	8,859.09	6,055.54	24.58	21.82
総 資 産 (千円)	2,658,228	2,628,841	2,837,612	3,228,375
純 資 産 (千円)	1,131,964	1,227,198	1,344,564	1,545,144
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	62,326.00	67,498.40	246.54	264.17
自 己 資 本 比 率	42.5%	46.6%	47.3%	47.8%

(注) 1. 当社では、第15期より連結計算書類を作成しております。

- 平成23年4月14日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年5月1日付で株式分割を行いました。第15期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
- 平成25年4月12日開催の取締役会の決議に基づき、平成25年5月1日付で株式分割を行いました。第17期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (平成23年 4 月期)	第 16 期 (平成24年 4 月期)	第 17 期 (平成25年 4 月期)	第 18 期 (平成26年 4 月期) (当 期)
売 上 高 (千円)	8,001,782	8,908,528	9,490,961	9,878,686
営 業 利 益 (千円)	80,142	94,190	125,910	142,048
経 常 利 益 (千円)	76,043	100,874	145,156	173,714
当 期 純 利 益 (千円)	53,666	99,102	125,757	84,582
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	2,954.90	5,456.61	23.08	14.95
総 資 産 (千円)	2,491,308	2,457,383	2,640,987	3,001,065
純 資 産 (千円)	1,024,732	1,109,089	1,218,272	1,379,990
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	56,421.81	60,995.27	223.36	235.91
自 己 資 本 比 率	41.1%	45.1%	46.1%	45.9%

- (注) 1. 平成23年4月14日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年5月1日付で株式分割を行いました。第15期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
- 平成25年4月12日開催の取締役会の決議に基づき、平成25年5月1日付で株式分割を行いました。第17期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

### (3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業内容
株式会社トラスト&グロス	300百万円	100%	売掛債権保証事業

### (4) 対処すべき課題

#### ① 新規事業の展開について

当社グループの企業間取引事業は、過剰在庫品の卸サイト「オンライン激安問屋」（平成20年10月事業再編に伴いサイトを閉鎖）からスタートし、平成14年2月には、現在の主力事業となっているアパレル・雑貨の卸サイト「スーパーデリバリー」を開始しました。その後、平成23年12月に売掛債権保証事業を営む「株式会社トラスト&グロス」の子会社化により、グループ経営体制へ移行しました。

これを機に「利便性・専門性・先進性を追求した今までにない企業間取引のインフラを創造する」ことをグループビジョンとして掲げ、企業間取引を効率化するためのインフラサービス事業としての総合サービス化を進めてきました。グループで緊密な連携を行うことやお互いのリソースを相互に投入することで、それぞれの事業規模の拡大を図りながら様々なシナジー効果を期待し、新規事業の開発に取り組み、平成23年10月にBtoBクラウド型決済サービス「Paid」のサービス提供を開始しました。

更に、企業間取引のインフラサービス事業としての総合サービス化への転換を図っていくことをより明確化するために、平成26年1月に当社の経営理念を「企業活動を効率化し便利にする」に変更いたしました。そして、平成26年3月にはクラウド受発注ツール「COREC」が新規事業としてスタートしています。

今後も、「グループビジョン」及び「経営理念」に沿って、企業間取引にかかる様々な周辺業務に対し、新しい切り口でサービスを提供していく方針です。

#### ② EC事業（スーパーデリバリー）

##### a. コスト構造の改革

「スーパーデリバリー」はアパレル・雑貨を取り扱う出展企業が全国の中小規模の会員小売店へ販売するための企業間取引（BtoB）サイトです。

サービス開始（平成14年2月）時点は、まだ企業間電子商取引の歴史は浅く、インターネットを介して商品を卸す、仕入れるという取引が従来の商習慣には存在しないものであったことから、インターネットを介して商取引を行うことに抵抗感がある企業や小売店が多数いました。事業の成長には、企業や小売店の抵抗感や懸念を払拭することが必要不可欠であるとの認識から、企業や小売店に対するフォローやサポートを充実させることで抵抗感や懸念を取り除いてきました。

サービス開始から10年以上経過した現在において、インターネットを介して商品を卸す、仕入れることに対する抵抗感や懸念が払拭されたわけではありませんが、「スーパーデリバリー」の成長とともに新しい商習慣として根付いてきたことを実感しております。今後も、今まで以上に「スーパーデリバリー」のユーザビリティの向上を図ってまいります。同時に、上記を背景にサイトを運営する当社側業務の自動化、効率化の推進を図り、コスト構造改革にも取り組んでまいります。

b. 仕入先としての安定的な取引の拡大

「スーパーデリバリー」は新規顧客の獲得とともに、既存会員小売店との安定した継続取引の確保及び取引拡大が中長期的な当社グループの事業規模の拡大につながると考えております。

平成26年4月末現在、会員小売店数は40,441店舗となっております。しかしながら、全ての会員小売店が毎月商品を購入しているわけではないことから、既存会員小売店の安定的な取引を拡大していく必要があります。具体的には、小売店からのニーズのより高い出展企業の獲得及び、出展企業1社の出品する商材掲載数の増加といった質の向上等に取り組み、さらに、会員小売店の購入客数や客単価、リピート率の向上といった稼働率アップを図る方針です。

c. 掲載商品に関する法的リスクの管理

「スーパーデリバリー」の取り扱う商品は多岐にわたり、化粧品や加工食品等の法的規制を受ける商品及びブランド品等のライセンス商品も多数含まれております。当社グループでは掲載商品に関する法的リスクを回避するため従前より社内チェック体制を整備しておりますが、今後商品の掲載数及び取り扱いジャンルの拡大に対応し、適宜体制の見直し及び更なる充実を図る方針です。

③ EC事業 (Paid)

参加企業の拡大

「Paid」の取引額の増加には、取引を行う加盟企業とPaidメンバーの増加が必要であると考えております。そのため、広告宣伝費の投入及び企業間取引や卸売サイトの運営会社との業務提携を積極的に行う他、獲得した加盟企業やPaidメンバーの利便性向上のためのシステム投資にも努めていく方針です。

#### ④ 売掛債権保証事業

##### a. 事業規模の拡大

売掛債権保証事業は保証残高の拡大により、保証料収入を増加させることが事業規模の拡大につながると考えております。当社グループでは、保証残高を積極的に積み上げ、事業規模の拡大を図ってまいります。そのために、人員を増加し、営業力の強化を図りながら、様々な企業と業務提携契約を締結することにより、販売チャネルを拡充し、営業基盤の拡大に努める方針です。

##### b. 審査精度の向上

売掛債権保証事業の成長には、営業力を強化して保証残高を積み上げていく一方で、保証履行の発生率を適切にコントロールすべく適切な保証引受審査を行うことが重要であると考えております。

保証履行を抑制するには、引き受ける保証先企業に対する審査精度の向上が必須であります。そのため、当社グループでは従来より、保証先企業の審査基準について、設立当初から現在までにおける保証履行実績とその時々を経済情勢を反映させて、極度に損害率が悪化しないように努めておりますが、今後も継続的に審査精度を向上させ、利益の生みやすい環境へ体質の改善を図る方針です。

##### c. 利益の安定性

売掛債権保証事業は、まだまだ事業規模が小さく成長過程にあります。保証残高の水準もまだ小さく、売上高である保証料収入も少額であります。この影響により、1件あたりの保証履行の発生が利益に与えるインパクトが大きく、利益のボラティリティが高くなっております。そのため、保証先企業に対する審査基準を随時見直しを行うことで、保証履行の発生を抑えるように努める一方で、積極的な営業活動により保証残高を積み上げ、保証料収入を増加させることで、保証履行発生インパクトを縮小させて、利益の安定性を図る方針です。



(5) 主要な事業内容（平成26年4月30日現在）

事業区分	事業内容
E C 事業	「スーパーデリバリー」 アパレル・雑貨を取り扱う出展企業が全国の中小規模の会員小売店へ販売するための企業間取引（BtoB）サイトの運営を行っております。 「Paid」 取引先への請求から代金回収までを一括で請負い売掛金の回収を保証する決済サービスを提供しております。 「COREC」 業種を問わず、すべての企業間取引（BtoB）における受発注をWeb上で一元管理できるクラウド受発注ツールを提供しております。
売掛債権保証事業	企業の取引先に対する売掛債権を保証することで保証料を徴収し、当該売掛債権が支払い不能になった場合にあらかじめ設定した保証金額を企業に支払うサービスを提供しております。

(6) 主要な営業所（平成26年4月30日現在）

① 当社

本社：東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号

大阪支社：大阪府大阪市中央区南船場四丁目12番12号 ニッセイ心斎橋ウエスト4階

② 子会社 株式会社トラスト&グロース

本社：東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号

大阪支社：大阪府大阪市中央区南船場四丁目12番12号 ニッセイ心斎橋ウエスト4階

名古屋支店：愛知県名古屋市中区栄三丁目2番3号 名古屋日興証券ビル4階

(7) 使用人の状況（平成26年4月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
E C 事業	96名	4名減
売掛債権保証事業	25名	8名増
合計	121名	4名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
96名	4名減	32.6歳	5.7年

## (8) 主要な借入先の状況 (平成26年4月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 り そ な 銀 行	211,650千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	40,000千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	1,100千円

## 2. 株式の状況 (平成26年4月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 12,470,400株

(注) 平成25年5月1日付にて実施した株式分割(1株を300株に分割)に伴い、発行可能株式総数は12,428,832株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 5,844,600株

(注) 1. 株式分割(1株を300株に分割)の実施により、発行済株式の総数は5,430,438株増加しております。

2. 転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により、発行済株式の総数は396,000株増加しております。

(3) 株主数 2,911名

(4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
小 方 功	1,803,300株	30.85%
株 式 会 社 S B I 証 券	155,900株	2.66%
クレディ・スイス・セキュリティーズ (ヨーロッパ) リミテッド ビービー オムニバス クライアント アカウント	131,100株	2.24%
株 式 会 社 広 明 通 信 社	122,500株	2.09%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	116,700株	1.99%
石 井 俊 之	108,800株	1.86%
今 野 智	84,400株	1.44%
三 浦 重 康	75,500株	1.29%
安 原 幹 雄	65,000株	1.11%
ビーエヌワイエム エスエーエヌバイ ビーエヌワイエム クライアント アカウント エムピーシーエス ジャパン	64,900株	1.11%

(注) 持株比率は自己株式(46株)を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成26年4月30日現在）

平成23年7月8日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数  
1,685個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数  
普通株式 505,500株（新株予約権1個につき300株）
- ・新株予約権の払込金額  
1個当たり 712円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり 61,500円（1株当たり 205円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額  
1株当たり 103円
- ・新株予約権を行使することができる期間  
平成23年7月27日から平成31年7月26日まで
- ・新株予約権の行使の条件
  - I. 新株予約権者は、以下の(a)及び(b)に掲げる条件がすべて満たされた場合に、その翌日以降、新株予約権を行使することができる。
    - (a) 平成25年4月30日以降に終了する5連結会計年度における監査済みの当社連結損益計算書に記載の営業利益の金額が1度でも230百万円を超過した場合。
    - (b) 行使期間中において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が金10万円を超過した場合。（ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合、取締役会により適切に調整される。）
  - II. 新株予約権者は、新株予約権の割当後、当社または当社の関係会社の役員、執行役員または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当該時点以降新株予約権を行使することができない。ただし、諸般の事情を考慮の上、当社取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
  - III. 新株予約権者につき相続が開始された場合は、新株予約権者の法定相続人（ただし、法定相続人が複数いる場合には、遺産分割または法定相続人全員の合意により新株予約権を取得すると定められた1名に限られる。）に限り、新株予約権者の権利義務その他の地位を承継することができる。ただし、承継者が死亡した場合には、その相続人は新株予約権を行使できない。
  - IV. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、新株予約権を行使できない。
  - V. 新株予約権の一部行使はできない。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役	862個	258,600株	4名
監査役	2個	600株	1名

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成26年4月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小方 功	SD統括本部長
取締役財務担当副社長	今野 智	管理部長 株式会社トラスト&グロース 社外取締役
取締役事業開発担当副社長	石井 俊之	Pa i d事業推進部長 株式会社トラスト&グロース 社外取締役
取締役	阿部 智樹	COREC事業推進部長
取締役	武田 浩和	株式会社トラスト&グロース 代表取締役社長
常勤監査役	佐藤 博	株式会社トラスト&グロース 社外監査役
監査役	藤本 忠久	司法書士
監査役	中辻 一剛	公認会計士、税理士

- (注) 1. 常勤監査役 佐藤 博氏、監査役 藤本忠久氏及び監査役 中辻一剛氏は、社外監査役であります。
2. 当社は常勤監査役 佐藤 博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役 中辻一剛氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は、以下のとおりです。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
小方 功	代表取締役社長	代表取締役社長 兼 SD 統括本部長	平成25年5月1日
石井 俊之	取締役事業開発担当副社長	取締役事業開発担当副社長 兼 Pa i d 事業推進部長	平成26年1月23日
阿部 智樹	取締役社長室長 兼 SD 統括本部長	取締役マーケティング部長	平成25年5月1日
	取締役マーケティング部長	取締役COREC事業推進部長	平成26年1月23日

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役	5名	92百万円
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	10百万円 (10百万円)
合 計	8名	103百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成25年7月27日開催の第17回定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成25年7月27日開催の第17回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 上記取締役の支給額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額4百万円が含まれております。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職の状況及び当該兼職先と当社との関係  
常勤監査役 佐藤 博氏は、株式会社トラスト&グロースの社外監査役を兼職しております。株式会社トラスト&グロースは当社の子会社であります。

### ② 当該事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
常勤監査役 佐藤 博	13回	100%	13回	100%
監査役 藤本 忠久	12回	92.3%	13回	100%
監査役 中辻 一剛	13回	100%	13回	100%

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

1. 常勤監査役 佐藤 博氏は、総務・法務、財務分野等における豊富な経験と、財務・会計、知的財産権等の専門的な知識を活かし、必要に応じて発言を行っております。
2. 監査役 藤本忠久氏は、司法書士実務を通じて培われた豊富な経験と、会社法・取引法等の専門的な知識を活かし、必要に応じて発言を行っております。
3. 監査役 中辻一剛氏は、公認会計士実務及び税理士実務を通じて培われた豊富な経験と、財務・会計等の専門的な知識を活かし、必要に応じて発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当 事 業 年 度 に 係 る 会 計 監 査 人 の 報 酬 等 の 額	21百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みが無いと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では企業行動規範及びより具体的な行動について定めた行動基準を策定し、代表取締役社長を中心として、繰り返しその精神を取締役及び従業員に対し伝えることで法令遵守があらゆる企業活動の前提であることを周知徹底する。

コンプライアンス・マニュアルを整備し、法令、定款及び企業倫理等、遵守すべき具体的な事項についての理解を深め、法令及び定款を遵守する体制を構築する。

代表取締役社長をコンプライアンス担当役員とし、法務担当者をコンプライアンス担当事務局とする。コンプライアンス担当事務局は、コンプライアンス・マニュアルの整備とともにコンプライアンスへの知識を深める研修等を実施する。

当社は、内部監査を通じて業務内容の事態を把握し、また、法令、定款及び各種社内規程に基づき業務の適法、適切な運営が行われていることを監査する。

当社の取締役及び従業員が法令遵守上疑義のある行為を発見した場合は、速やかに通報・相談する体制を構築する。また、この場合の通報・相談者が不利益な扱いを受けないこととする。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断・排除する。また、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し組織的に対応する。

### (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款及び文書管理規程等の社内規程、方針に従って、文書（紙または電磁的媒体）に記録して適切に保管及び管理する体制を取る。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、管理部を責任部署として整備及び推進を行う。但し、個人情報管理については情報セキュリティ委員会において整備及び推進を行う。

経営上のリスク分析及び対策の検討については、代表取締役社長を議長とし、常勤取締役が出席する常勤取締役会において行う。また、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を中心とする対策本部を設置し、迅速な対応及び損害を最小限にとどめるよう努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行う。

常勤取締役が出席する常勤取締役会を適宜開催し、取締役会の決議事項について事前審議を行う他、取締役会未済の経営の重要事項についての審議を行う。

職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程で定め、随時見直しを行う。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社から子会社の取締役または監査役を派遣し、子会社の取締役の職務執行の監督・監視または監査を行う。

子会社の事業運営については「関係会社管理規程」に基づき、管理部が主管部署となって、子会社の管理を行う。また、経営に関しては、子会社の経営の独立性等を尊重しながら、重要事項については当社の取締役会で審議を行う。

必要に応じて当社と子会社間の連携を強化するために、当社の取締役と子会社の取締役等で連絡会議を開催する。

当社の監査役及び内部監査担当者は、子会社の監査役や管理部門と連携し、子会社の管理状況及び業務活動について内部監査を行うものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

内部監査担当者もしくは管理部の従業員が、必要に応じて監査役を補助することを社内規程において定める。

(7) 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査役を補助することの要請を受けた場合、監査役を補助する従業員はその要請に関して取締役及び上長の指揮命令を受けない。また、当該従業員の任命、異動については監査役会の同意を必要とする。



(8) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会に出席する他、社内の重要な会議にも必要に応じて出席し、代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役から業務の執行状況について報告を受ける。

監査役は重要な決裁書類及び関係資料を閲覧し、必要に応じて代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役へ報告を求めることができる。

取締役及び従業員は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、遅滞なく監査役に報告する。この他、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び従業員に対し報告を求めることができる。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会に出席する他、社内の重要な会議にも必要に応じて出席し、代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役から業務の執行状況について報告を受ける。

監査役は、内部監査担当者と連携及び協力するとともに必要に応じて調査を求める。この他、会計監査人と定期的に意見交換を行う。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価制度に適切に対応するため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し是正を行う。

# 連結貸借対照表

(平成26年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,894,175	流 動 負 債	1,656,569
現金及び預金	969,661	買 掛 金	1,185,344
売 掛 金	1,745,596	短 期 借 入 金	200,000
求 償 債 権	31,905	1年内返済予定の長期借入金	32,750
貯 蔵 品	280	未 払 金	49,805
前 払 費 用	64,960	未 払 法 人 税 等	18,284
繰 延 税 金 資 産	78,845	保 証 履 行 引 当 金	19,999
そ の 他	11,016	賞 与 引 当 金	36,083
貸 倒 引 当 金	△8,090	役 員 賞 与 引 当 金	8,000
固 定 資 産	334,199	販 売 促 進 引 当 金	18,360
有 形 固 定 資 産	18,926	そ の 他	87,940
建 物	7,349	固 定 負 債	26,661
車 両 運 搬 具	673	長 期 借 入 金	20,000
工 具 、 器 具 及 び 備 品	10,903	資 産 除 去 債 務	1,738
無 形 固 定 資 産	260,003	そ の 他	4,923
ソ フ ト ウ エ ア	177,035	負 債 合 計	1,683,230
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	17,893	(純 資 産 の 部)	
の れ ん	63,990	株 主 資 本	1,543,183
そ の 他	1,083	資 本 金	794,400
投 資 其 他 の 資 産	55,269	資 本 剰 余 金	181,872
投 資 有 価 証 券	11,790	利 益 剰 余 金	566,945
敷 金 及 び 保 証 金	39,564	自 己 株 式	△34
繰 延 税 金 資 産	3,831	その他の包括利益累計額	761
そ の 他	83	その他有価証券評価差額金	761
資 産 合 計	3,228,375	新 株 予 約 権	1,199
		純 資 産 合 計	1,545,144
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	3,228,375

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成25年5月1日から  
平成26年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		10,245,159
売上原価		8,475,020
売上総利益		1,770,138
販売費及び一般管理費		1,522,494
営業利益		247,644
営業外収益		
受取利息	164	
受取配当金	586	
受取手数料	5,379	
雑収入	1,531	7,661
営業外費用		
支払利息	1,757	
社債利息	3,531	
支払手数料	999	
雑損	388	6,677
経常利益		248,629
特別損失		
減損損失	17,222	17,222
税金等調整前当期純利益		231,407
法人税、住民税及び事業税	23,885	
法人税等調整額	84,076	107,961
少数株主損益調整前当期純利益		123,445
当期純利益		123,445

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成25年5月1日から  
平成26年4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 合 計	その他有価証 券評価差額金	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	744,900	132,372	465,294	－	1,342,566	724	724	1,273	1,344,564
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	49,500	49,500			99,000				99,000
剰 余 金 の 配 当			△21,794		△21,794				△21,794
当 期 純 利 益			123,445		123,445				123,445
自 己 株 式 の 取 得				△34	△34				△34
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)						37	37	△74	△36
当 期 変 動 額 合 計	49,500	49,500	101,651	△34	200,616	37	37	△74	200,580
当 期 末 残 高	794,400	181,872	566,945	△34	1,543,183	761	761	1,199	1,545,144

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲等に関する事項

連結子会社の数	1社
連結子会社の名称	株式会社トラスト&グロース

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (3) 会計処理基準に関する事項

##### ① 資産の評価基準及び評価方法

##### (イ) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

##### (ロ) たな卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品

先入先出法による原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### (イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～15年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	5～10年

##### (ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ 引当金の計上基準

##### (イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (ロ) 保証履行引当金

保証債務の保証履行に備えるため、当連結会計年度末における将来の損失発生見込額を計上しております。

- (ハ) 求償債権引当金 求償債権の貸倒れによる損失に備えるため、当連結会計年度末における将来の損失発生見込額を計上しております。
- (ニ) 賞与引当金 従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。
- (ホ) 役員賞与引当金 役員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (ヘ) 販売促進引当金 販売促進を目的とするポイント制度により小売店に付与されたポイント利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。
- ④ のれんの償却方法及び償却期間  
のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。
- ⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 資産から直接控除した求償債権引当金

求償債権	167,246千円
------	-----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	21,781千円
--------------------	----------

### (3) 保証債務

保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、下記保証債務残高は提供している保証枠の金額を記載しております。

保証債務残高	3,927,362千円
保証履行引当金	△19,999千円
保証債務残高（純額）	3,907,363千円

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 の株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	18,162	5,826,438	—	5,844,600
合計	18,162	5,826,438	—	5,844,600
自己株式				
普通株式(注)2	—	46	—	46
合計	—	46	—	46

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加5,826,438株の内訳は、以下のとおりであります。

平成25年5月1日付の株式分割(1株につき300株)による増加 5,430,438株

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の権利行使による新株発行 396,000株

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加46株は、単元未満株式の買取請求による取得であります。

#### (2) 剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成25年7月27日 定時株主総会	普通株式	21,794千円	1,200円	平成25年4月30日	平成25年7月29日

(注) 当社は、平成25年5月1日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。なお、1株当たり配当額は、当該株式分割前の金額を記載しております。

##### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成26年7月26日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成26年7月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	24,839千円	4.25円	平成26年4月30日	平成26年7月28日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

区 分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計年度末残高 (千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成22年12月6日発行)(注)1, 2	普通株式	1,320	394,680	396,000	—	—
	平成23年第3回新株予約権(注)1, 3	普通株式	1,789	534,911	31,200	505,500	1,199
合 計		—	3,109	929,591	427,200	505,500	1,199

- (注) 1. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び平成23年第3回新株予約権の当連結会計年度の増加は、平成25年5月1日付の株式分割(1株につき300株)によるものであります。
2. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の当連結会計年度の減少は、権利行使によるものであります。
3. 平成23年第3回新株予約権の当連結会計年度の減少は、新株予約権の失効によるものであります。



#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、経営戦略に照らして、必要な資金を調達（主に銀行借入）しております。一時的な余剰資金については、主に銀行預金といった流動性の高い金融資産で運用し、利益を目的とした投機的な取引は原則として行わない方針であります。

###### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び求償債権や事業所の賃借に伴い支出した敷金及び保証金は取引先である顧客並びに預入先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券である投資信託は、価格変動のリスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、経営戦略に係わる資金調達を目的としたものであり、返済完了日は最長で決算日後2年でありま

す。

###### ③ 金融商品に係わるリスク管理体制

###### (イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係わるリスク）の管理

売掛金については、債権管理規程に従い、管理部が取引先の入金状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理することでリスクの軽減を図っております。また一部債権については、信販、クレジット及び代金引換便を用いることで、さらなるリスクの軽減を図っております。

求償債権については、審査部が債務者の入金状況を定期的にモニタリングし、債務者ごとの期日及び残高を管理することでリスク軽減を図っております。

###### (ロ) 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、継続的なモニタリングを行っております。

###### (ハ) 資金調達に係わる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新することで、手許流動性を維持し、流動性リスクを管理しております。

###### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	969,661	969,661	－
(2) 売掛金	1,745,596		
貸倒引当金	△8,090		
	1,737,506	1,737,506	－
(3) 求償債権	31,905	31,905	－
(4) 投資有価証券	11,790	11,790	－
(5) 敷金及び保証金	39,564	35,778	△3,786
資産計	2,790,427	2,786,640	△3,786
(1) 買掛金	1,185,344	1,185,344	－
(2) 短期借入金	200,000	200,000	－
(3) 未払金	49,805	49,805	－
(4) 未払法人税等	18,284	18,284	－
(5) 長期借入金(※)	52,750	52,781	31
負債計	1,506,185	1,506,217	31

(※) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金と合計して表示しております。

## (注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

## 資産

## (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 求償債権

求償債権については、過年度実績に基づき算定した貸倒見積高を控除した回収見込額等を連結貸借対照表計上額としております。そのため時価は連結決算日における連結貸借対照表計上額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。

## (4) 投資有価証券

公表されている基準価額によっております。

## (5) 敷金及び保証金

敷金及び保証金は、主に本社及び事業所の賃貸借契約に伴い支払った敷金であり、時価の算定は、返還予定時期を合理的に見積もり、予定入居期間を算定した上で、回収可能性を反映した受取見込額を、退去までの期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値によっております。

## 負債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

保証債務3,927,362千円は、時価を把握することが極めて困難と認められるため記載しておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内(千円)
(1) 現金及び預金	969,661
(2) 売掛金	1,745,596

(注) 求償債権31,905千円、敷金及び保証金39,564千円に関しては、償還予定額が見込めないため記載を省略しております。

4. 短期借入金及び長期借入金の決済日後の返済予定額

	1年以内(千円)	1年超2年以内(千円)
(2) 短期借入金	200,000	-
(5) 長期借入金	32,750	20,000

5. 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額 264円17銭  
② 1株当たり当期純利益 21円82銭

6. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
本社	EC事業	ソフトウェア	17,222千円

当社グループは、減損損失の算定にあたり、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出し、継続的に収支の把握がなされる最小の管理会計上の単位として、事業単位ごとに資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスであるソフトウェアについて、減損損失を認識しております。また、当該資産は自社で開発した売却や転用が困難なソフトウェアであるため、回収可能価額を使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスのため、回収可能価額を零として評価しております。

# 貸借対照表

(平成26年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,431,164	流 動 負 債	1,594,414
現 金 及 び 預 金	636,235	買 掛 金	1,185,344
売 掛 金	1,740,533	短 期 借 入 金	200,000
貯 蔵 品	172	1年内返済予定の長期借入金	32,750
前 払 費 用	9,148	未 払 金	65,401
繰 延 税 金 資 産	40,650	未 払 費 用	11,797
そ の 他	7,918	未 払 法 人 税 等	13,682
貸 倒 引 当 金	△3,494	未 払 消 費 税 等	20,041
固 定 資 産	569,901	賞 与 引 当 金	24,449
有 形 固 定 資 産	16,755	役 員 賞 与 引 当 金	4,000
建 物	7,349	販 売 促 進 引 当 金	18,360
車 両 運 搬 具	673	前 受 金	10,963
工 具 、 器 具 及 び 備 品	8,732	預 り 金	5,222
無 形 固 定 資 産	178,282	そ の 他	2,400
特 許 出 願 権 等	696	固 定 負 債	26,661
ソ フ ト ウ エ ア	159,305	長 期 借 入 金	20,000
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	17,893	資 産 除 去 債 務	1,738
そ の 他	387	そ の 他	4,923
投 資 其 他 の 資 産	374,863	負 債 合 計	1,621,075
関 係 会 社 株 式	320,877	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	11,790	株 主 資 本	1,378,028
敷 金 及 び 保 証 金	38,396	資 本 金	794,400
繰 延 税 金 資 産	3,716	資 本 剰 余 金	181,872
そ の 他	83	資 本 準 備 金	150,816
資 産 合 計	3,001,065	そ の 他 資 本 剰 余 金	31,055
		利 益 剰 余 金	401,790
		利 益 準 備 金	6,946
		そ の 他 利 益 剰 余 金	394,843
		繰 越 利 益 剰 余 金	394,843
		自 己 株 式	△34
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	761
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	761
		新 株 予 約 権	1,199
		純 資 産 合 計	1,379,990
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	3,001,065

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(平成25年5月1日から  
平成26年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	9,878,686
売上原価	8,352,385
売上総利益	1,526,300
販売費及び一般管理費	1,384,252
営業利益	142,048
営業外収益	
受取利息	148
受取配当金	586
受取手数料	5,379
経営指導料	31,609
雑収入	618
営業外費用	
支払利息	1,757
社債利息	3,531
支払手数料	999
雑損失	388
経常利益	173,714
特別損失	
減損損失	17,222
税引前当期純利益	156,492
法人税、住民税及び事業税	16,966
法人税等調整額	54,942
当期純利益	84,582

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成25年5月1日から  
平成26年4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 準 備 本 金	そ の 他 本 金 資 剰 余 金	資 剰 余 本 金 計	利 準 備 益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 金	利 剰 余 益 金 計
当 期 首 残 高	744,900	101,316	31,055	132,372	4,767	334,234	339,002
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	49,500	49,500		49,500			
剰 余 金 の 配 当					2,179	△23,973	△21,794
当 期 純 利 益						84,582	84,582
自 己 株 式 の 取 得							
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)							
当 期 変 動 額 合 計	49,500	49,500	-	49,500	2,179	60,608	62,788
当 期 末 残 高	794,400	150,816	31,055	181,872	6,946	394,843	401,790

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	-	1,216,274	724	724	1,273	1,218,272
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行		99,000				99,000
剰 余 金 の 配 当		△21,794				△21,794
当 期 純 利 益		84,582				84,582
自 己 株 式 の 取 得	△34	△34				△34
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			37	37	△74	△36
当 期 変 動 額 合 計	△34	161,753	37	37	△74	161,717
当 期 末 残 高	△34	1,378,028	761	761	1,199	1,379,990

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

###### (イ) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

###### (ロ) その他有価証券

###### ・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

###### ・貯蔵品

先入先出法による原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 5～10年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

###### ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

##### ③ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### ④ 販売促進引当金

販売促進を目的とするポイント制度により小売店に付与されたポイント利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる事項

##### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	19,625千円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	2,808千円
短期金銭債務	18,836千円

## 3. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

#### 営業取引による取引高

    販売費及び一般管理費

142,522千円

#### 営業取引以外の取引高

31,609千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 の株式数(株)
自己株式				
普通株式(注)	－	46	－	46
合    計	－	46	－	46

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加46株は、単元未満株式の買取請求による取得であります。



## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
未払事業所税等	2,563千円
賞与引当金	8,713千円
未払費用否認	7,216千円
販売促進引当金	6,543千円
貸倒引当金	1,245千円
一括償却資産	111千円
未払家賃	801千円
貸倒損失	11千円
繰越欠損金	13,442千円
繰延税金資産（流動）小計	40,650千円
評価性引当額	-
繰延税金資産（流動）合計	40,650千円
繰延税金資産（流動）の純額	40,650千円
繰延税金資産（固定）	
減価償却超過額	6,816千円
投資有価証券評価損	2,926千円
資産除去債務	619千円
一括償却資産	111千円
繰延税金資産（固定）小計	10,474千円
評価性引当額	△6,272千円
繰延税金資産（固定）合計	4,202千円
繰延税金負債（固定）	
資産除去債務に対応する除去費用	485千円
繰延税金負債（固定）合計	485千円
繰延税金資産（固定）の純額	3,716千円

### (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年5月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は2,793千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

## 6. 関連当事者との取引に係る注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容 (注3)	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社トラスト &グロース	所有 直接 100%	役員の兼任 債権保証	経営指導料の受 取(注1)	31,600	未収入金	2,808
				保証料の支払 (被保証残高) (注2)	142,522 (761,363)	未払金	18,836

(注) 1. 経営指導料に関しては、毎期交渉の上決定しております。

2. 子会社である株式会社トラスト&グロースから債権の保証サービスを受けております。なお、被保証残高については、債権に対する被保証について平成26年4月30日現在の保証枠の金額を記載しております。

また、同サービスに対しては一般的な取引と同水準の保証料を支払っております。

3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |              |         |
|--------------|---------|
| ① 1株当たり純資産額  | 235円91銭 |
| ② 1株当たり当期純利益 | 14円95銭  |

## 8. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
本社	EC事業	ソフトウェア	17,222千円

当社は、減損損失の算定にあたり、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出し、継続的に収支の把握がなされる最小の管理会計上の単位として、事業単位ごとに資産のグルーピングを行っております。

当事業年度において、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスであるソフトウェアについて、減損損失を認識しております。また、当該資産は自社で開発した売却や転用が困難なソフトウェアであるため、回収可能価額を使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスのため回収可能価額を零として評価しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成26年6月25日

株式会社ラクーン  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 松野 雄一郎 ㊟  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 永田 立 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ラクーンの平成25年5月1日から平成26年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラクーン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成26年6月25日

株式会社ラクーン  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松野 雄一郎 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 永田 立 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ラクーンの平成25年5月1日から平成26年4月30日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年5月1日から平成26年4月30日までの第18期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について調査いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく表示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本報告書作成時点において重要な欠陥は認識していない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年6月26日

株式会社ラクーン 監査役会

常勤監査役 佐藤 博 ⑩

監査役 藤本 忠久 ⑩

監査役 中辻 一剛 ⑩

上記3名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第18期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金4円25銭、総額24,839,354円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成26年7月28日

### 第2号議案 取締役1名選任の件

取締役阿部智樹氏及び取締役武田浩和氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役武田浩和氏は本総会終結の時をもって退任されます。つきましては、改めて取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
あ べ とも き 阿 部 智 樹 (昭和54年10月21日生)	平成13年3月 当社入社 平成16年6月 当社セールスマネジメント部長 平成18年5月 当社経営企画室副室長 平成20年5月 当社事業企画部長 平成20年7月 当社取締役事業企画部長 平成21年5月 当社取締役社長室長 平成23年5月 当社取締役リテイルマネージメント部長 平成23年6月 当社取締役社長室長 平成24年5月 当社取締役社長室長兼SD統括本部長 平成25年5月 当社取締役マーケティング部長 平成26年1月 当社取締役COREC事業推進部長(現任)	23,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 所有する当社の株式数は、平成26年4月30日現在のものです。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役藤本忠久氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
こみやま すみえ 小宮山 澄 枝 (昭和35年2月20日生)	昭和62年4月 弁護士登録 平成18年11月 小宮山澄枝法律事務所開設 同事務所所長(現任) 平成22年6月 株式会社Minorityソリューションズ監査役 平成24年10月 オリックス債権回収株式会社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 小宮山澄枝法律事務所所長 オリックス債権回収株式会社取締役	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小宮山澄枝氏は、新任の社外監査役候補者であります。
3. 小宮山澄枝氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を当社の監査に反映していただけるものと判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
4. 当社は、社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、小宮山澄枝氏が選任された場合、当社は同氏との間で当該契約を締結する予定であります。

以上









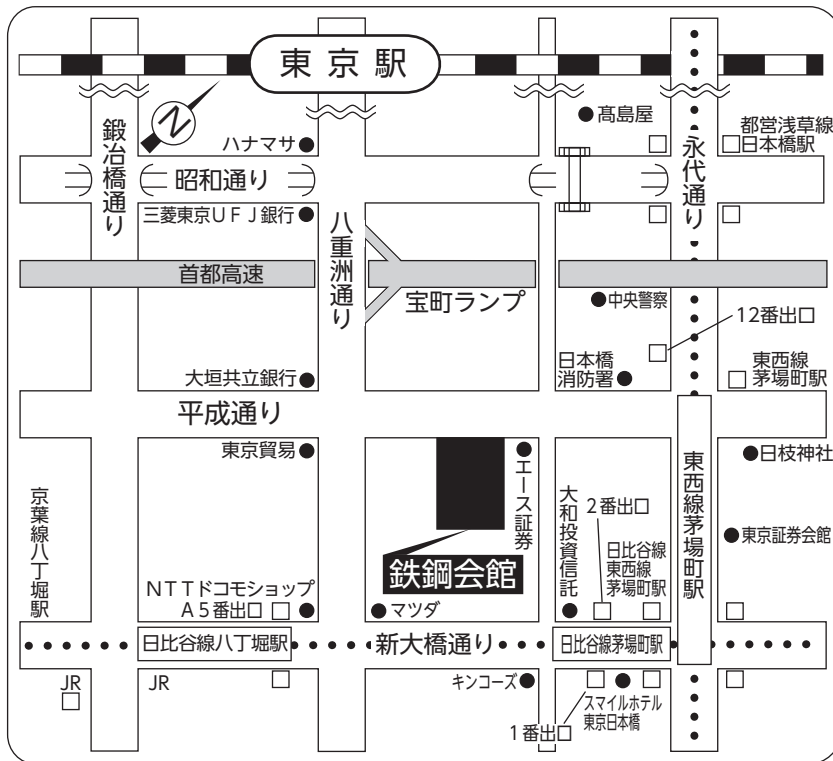
# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号

鉄鋼会館 7階 701会議室

TEL：0120-404855

## 案内図



- 地下鉄（東京メトロ） 東西線、日比谷線茅場町駅より徒歩 5分  
日比谷線八丁堀駅より徒歩 5分

東西線ご利用の場合は茅場町駅下車、12番出口（日本橋消防署方面）、日比谷線茅場町駅下車の場合は2番出口（八丁堀方面）、日比谷線八丁堀駅下車の場合はA5番出口（八丁堀交差点方面）をご利用ください。